



ベトナム事情のご案内







1. 国の概況

○直行便 あり (東京、名古屋、大阪、福岡) 日系航空、ベトナム航空、ベトジェットエアーともに毎日 フライトあり ○飛行時間

東京からハノイまで 約5時間/ホーチミンまで 約7時間

基本給月額(製造業

作業員)

<出典:外務省·JETRO、越統計局>

イエス 1人 /儿 (2022年)						
人口	約9,946万人					
言語	ベトナム語					
宗教	主に仏教					
国土	32.9万k㎡ ※日本の面積の 約0,87倍					

政治•経済状況

共産党(唯一政党)による社会主義

- ・1990年代よりドイモイ(改革開放路線) により資本主義化、2000年代は高成長 を遂げ、2010年より中所得国。過去数年 7%前後の成長率でASEAN域内でトップ クラス(除く2020年)
- ・米中貿易摩擦の影響により、中国に進出している企業のベトナムシフトが進み 国内労働力需要が高まる。

経済状況(2022年)					
主要産業(GDP比)	農林水産業11.88% 鉱工業建築業38.26% サービス業41.33%				
GDP	約4,138億米ドル				
一人あたりGDP	4,110米ドル				
経済成長率	8.02%				
失業率	2.32%				
若年失業率	7.47% (2021年)				

月額265米ドル(2021年)

ベトナムの街中より



ホイアンの通りを走る人力三輪車



バインセオ



ベトナムきっての景勝地 ハロン湾



ホーチミンの人民委員会庁舎



サイゴン・スカイデッキからの展望



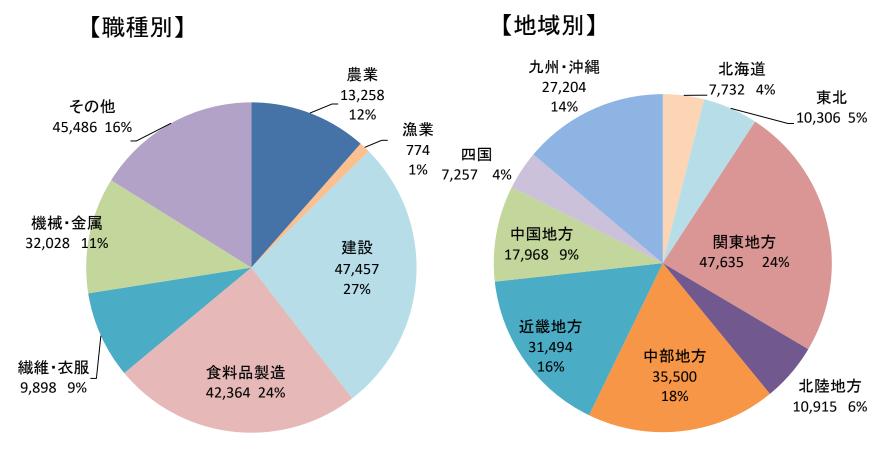
ビテクスコ・フィナンシャルタワー

2-①. 技能実習制度の現状

技能実習制度				
政府窓口	労働·傷病兵·社会問題省 海外労働管理局(DOLAB)			
二国間取決め締結日	2017年6月6日			
認定送出機関数	417(2023年6月時点)			
入国者数 (1号イ・ロおよび再入国者含む)	88,945人(2022年3月~2023年1月) 構成比 49.8%			
在留者数 (1/2/3号イ·ロ)	176,346人(2022年12月末時点) 構成比 約54%			

ベトナム職種別・地域別計画認定件数

(OTIT2019年度業務統計より作成)



2-②. 特定技能制度の現状

特定技能制度					
政府窓口	労働·傷病兵·社会問題省 海外労働管理局(DOLAB)				
二国間取決め締結日	2019年7月1日				
認定送出し機関数	251(2023年6月時点)				
特定技能1号在留外国人	77,135人(2022年12月末時点) 構成比 59%				
ベトナムでの試験実施状況	建設の技能試験の実績あり (2021年3月時点)				

統計:在留統計の内訳 (特定技能制度)

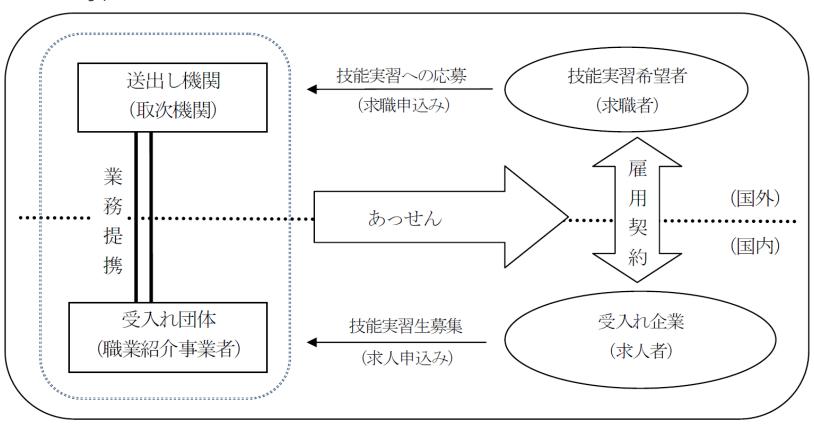
特定技能1号在留外国人数(分野別)

(2022年12月末現在)

国	総数	介護		素形材· 形業電気 電子 関業 産業	建設	造船·船 用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
ベトナム	77,135	5,958	1,034	18,454	8,847	791	827	32	83	6,869	285	30,714	3,241
構成比	59%	37%	55%	67%	69%	17%	48%	19%	40%	42%	17%	72%	63%
各国合計	130,915	16,081	1,867	27,725	12,768	4,602	1,738	167	206	16,459	1,638	42,505	5,159
構成比	100%	12%	1%	21%	10%	4%	1%	0%	0%	13%	1%	32%	4%

注1) 本表の数値は速報値である

3-①. 技能実習制度受入れ手続 フロー(職業紹介等)



技能実習制度におけるベトナム特有の規則・手続

〇派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法(改正法)および関係政省令より抜粋

契約できる送出機関数の制限

制限なし(2022年3月3日付けDOLAB通知にて制限がなくなったとの案内あり)

住宅費の控除について

1ヶ月の基本給の15%以下

講習期間中の手当について

1人1ヶ月3万円以上(無償で食事提供) または5万円以上(食事なし)

その他

往復旅費は受入側の負担とする。 日本における宿泊施設と職場の往復費用は受 入れ側で負担する。

送出し管理費について

(監理団体が送出機関に支払う)

1人1ヶ月5,000円以上

ベトナムにおける事前講習費用について

160時間の講習について1人15,000円以上 介護職種の場合は、入国前の日本語講習の全額(1人100,000 円以上)

送出機関の手数料について

(技能実習生が送出機関に支払う)

1年契約の場合は給与の1ヶ月以下(原文のまま)。3年以上の契約の場合は最大3ヶ月以下

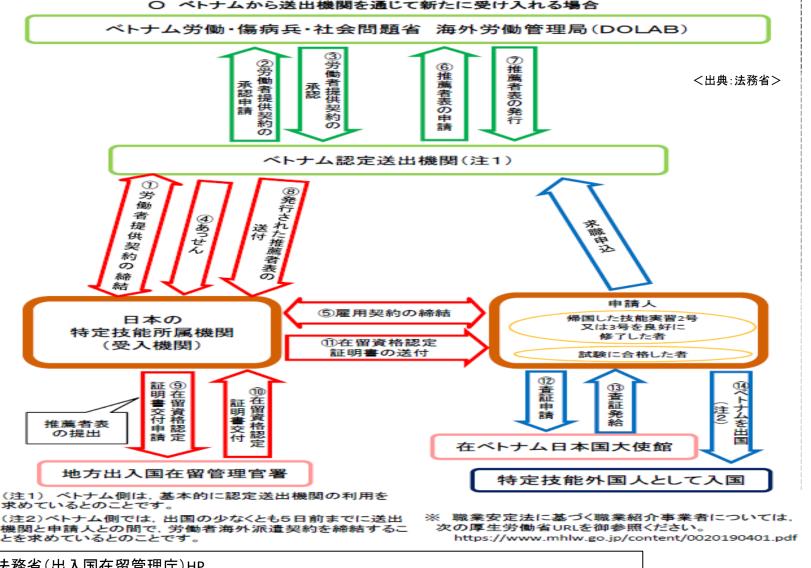
(改正法仮訳)

https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/16117/

(概要)

https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/18230/

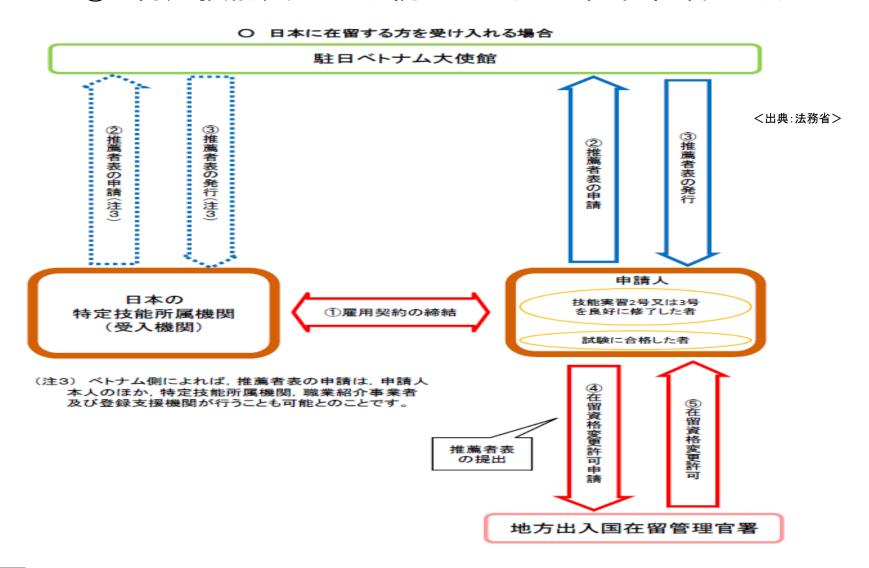
3-②. 特定技能受入れ手続フロー(出入国在留管理庁)



法務省(出入国在留管理庁)HP

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06 00109.html

3-②. 特定技能受入れ手続フロー(出入国在留管理庁)



法務省(出入国在留管理庁)HP http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00109.html

【特定技能】ベトナム国籍の方からの在留資格変更許可申請 における推薦者表の取扱いについて

要件	推薦者表提出の要否
在留資格「技能実習」の方	推薦者表の提出が 必要 。
在留資格「留学」の方で、2年以上の課程を修了 又は修了見込みの方	推薦者表の提出が 必要 。 教育機関が発行した教育課程修了したことを証明する文書も必要。
在留資格「留学」の方で、2年未満の課程を修了 又は修了見込みの方	推薦者表の提出は 不要 。ただし、2年未満の課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類(卒業証明書等)が必要。
在留資格「留学」の方で、在学中又は中途退学された方	推薦者表の提出は 不要 。ただし、在学することを証明する書類(在学証明書等)又は在籍していたことを証明する書類(退学証明書等)が必要。
在留資格「技能実習」又は「留学」 <u>以外</u> の方	推薦者表の提出は 不要

駐日ベトナム大使館連絡先・・http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00109.html



JITCO国際部国際第一課 TEL 03-4306-1152

ハロン湾、ホーチミンの人民委員会庁舎、ビテクスコ・ フィナンシャルタワー以外の写真は個人に帰属します。